

しが介護職員定着等推進事業者登録要綱を廃止する要綱

しが介護職員定着等推進事業者登録要綱（平成30年10月15日施行）は廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年9月2日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による廃止前のしが介護職員定着等推進事業者登録要綱（以下「旧要綱」という。）第3条の規定による登録申請については、この要綱の施行まで受理するものとし、有効期限についても令和8年3月31日までとする。

3 この要綱の施行の際、現に旧要綱第5条の規定により令和7年度当初に要件を満たしていることの確認を受けている場合は、令和8年3月31日までは従前の例による。